增鏡

内閣文庫
和書
類
八七一六號
一口
冊
三八函
四
架

内閣文庫
番號 和 8716
冊數 10 (1)
函號 138 29

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫
圖書之印

しだの中に五日は清水にあそび
一日あまてらす如来二傳乃法のたんのりつま
しさぶ所のお清源寺より南うしてく常在霊鷲山の
ぜんのうちふとあゆくぶりがんさてまつるかさりう
よ八ぜうちやあまりぬるんとうん拾る石ひとり鳩
の法えかかるまくまいまてはりありてうけ
を思ひあちつまてぶいとあ
ゆすひさこ兵庫りうはやとうんかんぼうへゆきて
あ一ん奉ぶどいとくぶるかりのれをんる
乃法きノしぶどなるというあ一ぬあり釋迦
牟尼佛とあびくりて独ひのはるやうふさ一入

さて新とうらんやまてぶ
くつきめめ所日のけうれ。我方のうへのんちこそす
きとてまりかる所をりれたなゆとれくあまをの
しくぶく強あくむりとみあきばぶくくりくい
ばくより南うてくまへ命ぞおりつるへのうりとん
りどぶとぶ氏きんいくく形どいくじぶのまりらく
給きこぶ年代つをりまやいとまれけきのちく給
ぶあくれはなんとのばくくをいくけのつるり給ふ
らんとうへだぶさくくも部かぐ思ひ給へまれぬ
ほどふなん百ゝ嬢はあるれくあまわ給わめむ。
まりかさ嬢くされさまりくもれ給ばかさうまり世俗

ばくを氏ぶこ代ばるはうりはくがあくれ以ばは
なん氏屋んごとれきが来乃ば氏ゆるりるりあどいふ
もぶくいはみや氏ゆかぶ年代ゆやをきくもめろ
給くきんちくしてかくぶ人へそむくり物がるりもを
なまと思ひいそくれくぶめやくふかくひつぶく
のるゆりきくを南ゆくきまくにどくのはりくむ人も
ゆれと思ひ給はゆふれゆきわぶうれぶすくのさ
まくう嬢はなのづくめるれ方なるどがさをきさる
物れくいりくんくぶにうけ世はあくるんらすかくと
いへくじぶけんさ所くちぶ地わくるこてぶうそ世
えんわくまくはふんきく給ゆくまりはぶく嬢者

ゆしいけるひとびとおもはばうるはしくなすべきわかれなく
ものしるひとびとはいひすぐしきぞうはいな
らぬぞあんと思へるかけきあるまきばかりくいのく
あるべしこの代雲林院の菖蒲湯よまいりあつまりし
きかのあとの歌をこそ偏に代日本紀よいすめれまる
よ世継がむすめおとりいむしはくもがんの物語も
人がたりてあり〻ひぐさふかなきこなるはあり〻海法
師うかる人よこそありけめ〻なのこまへあるどすの
物ぞいはくんり色のめれどぞよくにはけんがら
すてそのこいぎふ人かんよまもひもきるくき芸
つよりりれどぞれよまるぶひてさるあるまれたる

師うかるくやまりゆきしはしてしうんあるこ海ーおなるる
いるぶ〻かる事はこはもまこ海だりるまよ
ぞいの物ぞるるるのるぶにめるるるよ
まて侍きばはーていとあやしーにはあるるるもあるるるよなるる
あるるる侍るめるるもはるるるるるるるるるるるる
物の事どもはいるふ我といふさあぐれるく見
をるびーー物ととるる水鏡とのるるや神武天皇の
はる代よりいとあるるかよまるるるるるるよ大鏡
文徳のいあーてるり後一條のあ御門までかるるるるる
世継かるる四十でるれはるるるるるるるる
先帝まではずるるるるるるるるるるるるるるるの

れとぐ乃ゑ給へ者とゝきく伝ゆゝ。今殿よ。後一条ゐ
る倉院まであゝ。聖あわ。面こゝやい屋世継い隆信卿
乃。後白河院乃くゝ井北山ぐゝまでとゝ所ゝ。そ所と
我乃ゑ伝ゆゝ。その地乃ゆなんいとおぼつかなく
ゆよくりおぼえ給へん所くまでものゝまへおよ
ひ誰も世とゑせひ。あゝ所人ゝあひそまつまるも
ゝろゝへ所世契あゝ物ぞれどかゝへどろよくゝ
乃事いみゝゝあどくゝしゝ事ゝと面ゝにゝの
ぼゝ記ときゝえざゝむゝ。おぼゝ乃ゑべ書れど
ゝくゝよゝゝゝゝん記ゝ乃ゝ我
ゝ世ゝな我ゝ給へゝとかゝ

伝ゝべきゝ乃ゝ。かの姫ゝきあゝとゝ世ゝよは面ぞゝくゝまん
面ゝゝゝゝんとゝく

を後の乃ゝ面あゝ乃屋みえむゝ次続
あゝ事ゝゝゝゝあゝいをよゝて
とゝあゝかゝいで面ゝを面ゝくゝかゝぼゝをゝ井迹
ゝゝゝいゝのゝまゝん事ゝゝゝ文の記ゝゝゝて乃
ゝゝ北おゝゝぼゝゝ記ゝゝ世ゝゝゝゝゝ世ゝ
ゝゝあゝゝゝゝゝゝ

いゝゝゝゝゝゝゝゝ鏡
ゝゝゝゝゝゝゝゝ

第一　をとゝ後はしまる

御門はしまり給ふこと八十二代かゝりて後
白河院とゝ申おはしまし御ことは尊成ぶ
る給ふ　後鳥羽院第四乃御子にてくに七条院と申　記後鳥羽太政
信隆乃ゆゑのむすめ母わ七条院くるゝ
とゝ記ぎさきは文の御かゝふ兵衛督の君とて
まつくまし御ぶ所ゆゑ　ならんゝはるゝ
くもゐ治承四年七月十四日ひ給ふ　その年
長乃こゝろ建礼門院右京とゝ申　一
の御子ぶ　こゝより　と　ぶ
ゝ乃一ぞくれ　ゝ

乃光の御ゝくゝ　なりやうなるゝ世ゝまこ
ゝまてなられ給ふ　文治年養和元年四月十
日ゝ院さへかくれ給ひ　ゝ
の御乃ゝ　ゝ
帝平家乃人ゝくゝ　ゝ
海ゝ給ひ　ゝ
の文ゝ　ゝ
を源乃ゝ　ゝ
ゝ　ゝ
ゝ　ゝ

まりてくぶいかむ御宮ばかりなれど
あれこう御こしたむまごにおくるれおぼえ
おひいよこを姫をおもよおぼえ給へりいとらうたく
て。永二年八月廿日御とし四りてくるあかつの
時こまひろう御神璽寶劔をもちゐ井殿内
うつしぶこと御こどもせんていはらよいておい
ゝよろれだおくうえこじめてこの神器あくてめり
らうたきあしかりめべし。嫁よそ内侍殿もこの
御局ばかりゆりのりよろれど寶劔を御井に
せんていの御ゆりへ給ふ御殿よりくもこ門こ参ら
そのかくらはしられぬくてこれ御門元暦元年七
月廿八日はそくおそれなどの事御ひまなくなんへ
平家の人ゝいまごはこしよあくしひとぜんていと
きこゆる御ものうんかまてはあこふつてくく
人くれのちよ下はそいありをあと思ひやれて
いかかこけり。同年九月廿又日よ御神十一可
十八日小大嘗會あり。紀基如の御そやう梅の宗
兼光乃中納言といふ人あんだのおかすこしゝて
やと

神代よりこの乃きこあくや八束穂は
あかこきいねのたるしるめ宮
御門そこ行ますばくかこくたりませば法皇

もんごうこうしてとはずがたり文治二年十二
月一日ばかりはじめてせうせいしたりしに七月日六条
女院まゐりたりし月輪関白教乃法師ばかりなりしに
あるじあり兼房後は大宜秋門院とぞいひし事也
あれはもとは小弐花門院とやうなりしかとも
ひとおもひ侍し弟久元年四月二日十一歳にて法皇の
服にたまふ御ぐしをおろしたてまつりし法皇の
まさしく世をさり給ひしより後は世をいとひ
ものうくてゆかしうもなかりしかとも
さんせいあさまり民やすくておもひたちにけり
みかきの秋津島の外さだめられぬべきにはあらぬ
くにの山人のかけすりもあらじとぞおもひしかとも
らけくおもひあはせば国よりあるべきにはあらず
ものもちのふ代すぎにけるかなとぞ
みちのくにはくれさせたひをかぬ御ぐしをとりあげ
口ずさみしかば
おくやまのたをとゝぎすのかたらひをみまほしけれ
ひとりあるかなしさにはかくこそ
とぞ侍りしかばいとゞくやしくぞおもひ侍りし
文九年正月第一乃法皇
法皇門院
ゆきなりぬるよりくらく
ゆきはつるまゝにさくらはひらくなりけり
海とりの十五年ありさぶらふあとはたちづくり

もひすてゝいやゝ面ぶせかくへ夫は事あまたゝびら
ろげにせんはありさまゝしわハ中しく面よりしかの小ぶ事
なゝぶはいかまゝかゝむとゝや世をとゝ法しめするハ
いまのもろ〳〵のびいやめてゝ事ゝ名所院白河殿なゝど
をゝ志ゆかとせゝ張ひゝくばねよりゝくゝ世ゝ
おゝと又ん名世といゝ所ゝ所ゝえゝいゝ所ゝ流き流
ばくゝりゝゝゝくかゝむれゝ海ゝつゝ春秋乃ゝれ
ゝみゝゝつゝゝてゝゝ世ゝひゝかゝ
あゝびゝゝ老ゝたゝゝゝゝはゝゝゝゝゝ
のゝめゝてゝゝゝいゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
詩ゝ平とゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

人ゝゝ世ゝは山ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
夕ゝゝ秋ゝとゝなゝゝゝ四ゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

[illegible]の君ちはるまこねのうち書
君の代にしぬいのおもとゆくゑ
いましまのとうすさるる世もなんしまも
いさの山門ぜんぜのかんあはく為仁とゆ[illegible]ぞ[illegible]ハ能因
[illegible]ねんとの人ぞむすめざいしやうはぞしてつの
うまつらまこうぞおかとかふこれ山門ひさまこさせられひて
のらまは内大臣通親乃はるまよりあり給ひとあまよハ業明
[illegible]とうまこきぞはかくこのかのうさのうちにはハ
しうれいか　まちのちはおやなるふぜいさ弁
さへひきこそ給ひしくだぜこれはひとめかはるぞ
あれはこもあるかはあるまでやしなひあてまつ

ら様おひけるがくて建久九年三月三日はそく井
十月廿七日はけいぞ十一月ぞきいの大臣令ぞ元久二年
月三日はかうぬらし給ふぞとるまめくくうつ
げめぞおくしあるとぞはかんせ門よりハすこう
めくくかりしまうれどなるけのやうはあく
きすぐきつらしすぐるたでありきかのまの梅
政の院乃はあ南白基通乃はくぶぞの地の後京極殿
ぬやうくはひしいと久しくかりきこのおと
とハいとどはあはれぞまめて院のうへ乃ハ
ぞうのみちとぞやおくあるせ給ひけるぞ文治
千載集あやしかぬ院のまぐさひいかあるあ

しるべきやうだ制度をかんがみるべきことなり
の道をばかくあつめさせ給ひしかばこれ
二条殿おほうあるをんのりこみらるるもとらるべくはじめて
有家卿二位定家卿中将雅経等ふのこと
をもてなしたまひしかりしかばすでにうたをえらばれあつめ
らるべきのくわてきまつりたまへるとぞ
こづくみだれとめさせ給ひしかばいとめづらしく
おぼしめしたるものの所をえさせたまはしやうなる
うりもちてなこりをしませ給ひしかばいとうたの
道の世代なりはじめて右大臣さねとも卿宣勅
をうけ給はりて万葉集とえらびたてまつる。

ちなみにさるべきはじめは所の古今をはじめきれ
ばこれこそこれ天暦の御代よりも一条
院の政治儒流公いまさるべき者人の
和歌所の別当にやとりてかの
撰集ありめしきけるそ
や伊勢物語それら拾遺集をえらばれこれ
えらばれまつるべきものとぞ白河の院位の時分後拾遺
通俊治部卿にうけたまはりて崇徳院の詞花集は顕輔
三位にうけたまはりて井させ給ひしかのち
金葉集かさねてまたれ給ひしかのち
まさせ給ひしかばまたえらばれ
しかのち輔仁

親王はかのりとかたらひてなとさため
てまゐりあつまりなをあるやうとも
してのちこそあさまりふるれやうれ
のづくしはなりなりぬるべてはせんどやのまゝに
て侍るあまをとぞあつまんはたらうへ男ばらわかう
りはりそくせたへたはしたにのまゝれる角
あの撰集ありさりふる五百番の歌合せさ侍ひ
しはをぞくまそをぞうをさひてを
道のひとつ撰歌ばかりおよやうて流もくらら
せたまをあつくなしあのうこはそちをすびこと
しとぎはせさ侍ぬとをとさるる
きはいかうあるあるりをとられるをぞばうり
あるりたへなかやくいやうえひしは侍りそりとの
うれみちをえたへまはたもをのかるをとは
るひるやはとをもあのはたはよあるりくら
きこうこおはをやしは侍りあるりあるの君さ
ゆをはたしかこれ帝のれのちよとゆさはたの
はくとやうしへのはすをまはたやうを
あて へはまはたはうさあくくうちつぶれは信ちる
ひふくくせうへのこあるはたまざいとわうれはもを
そうこ井もあくあるきふぐくをのこすみこそ
のをありがくさを侍はけきあのくを五百番の歌合の

院のうへのくもゐやうにあるこれ世よゆゑ
毎年ゆくきみちのもとなりぞ交(こう)ふまでかく
べくれども ぞーういあーびとかんめきびあしぞくと人へ
てまろがれてはてこんびりぞ院こはくうまい
きとあはせーあーにぞあーてうちあるめてあみでで
みくはーてひきぞ宮ーぞりなぞきの行
あくれーはそみえうあぞ百首ぞうこうづ
きこをやうくなかにに
うゆるもあぞのへのみとわぞあまに
のくまてんゆる宮ぞもむーきえ
あぞみどりのこぞうすきあぞてあるこあ

たーくーとくきえきぞかどぞをーはーくーるん
なーぐぞあーかーんーくーぞーあーくーるーぞ
おうくーとーはーるまでーあーーまーかーぐーあーくーく
り見ぞあくーぬ鬼神(おにがみ)ともうごーなーくーにーくく
あうぞあーいーとーくーあーくーあーくーれんーかく
てあーくーぐーえーられあるかーとーぐ新古今(しんこきん)といーあれ
元久(げんきう)二年三月廿六日竟宴(きやうえん)といーの春日殺(かすがどの)すて
はーるーとーぞ結ぞいーうーぐーきぞ世乃ぞぐーきーるーりーぐ仕途(つかまつる)
のーりーーあーぐーーーまーくーてーて院の御せい
いーうぞーみあるあるーとーいーぐーあーーへーあ
ぞーーーのぞをーーーまーーーはー

摂政殿にはかりて
さいをのやうにあるものを海にて
ゑろひしにまかんとれはけり
はきくをもむかりてめうまかどのこいうは
きくてなんのとくあはけくれて巣元二年五月
なるまで十二月廿五日二の文はかりふりしたまふ
源の門院のはこと院うぎりたまく
の歌しき物の思ひ出させはへきばかりあるこそ
らをはくしつくしうしてかづきてまの
里はなるなの絵なるしぶつみよおかし仁年十
二月の御はをさてまつり給ふ乃

[illegible]十六日なる歌給へしいまさこの
歌の人の涉はうりのぽあ
あがされうり永治乃むしとだれは宣旨をく院
まいはの心も指のあるかまうしはまつるく近衛院とすをて
まつり給ひしはのぽつのみ[illegible]う志づ歌給ひてそ
ひ来よるまて勅撰をさ[illegible]ぐく為てまのせ給
ゑくぽ間絵不まんしあどくをもわるかのさせ給ても
しそうしぽくそれはしきどりのとををすそこそ
はうぎんのみぶれも知さのくはへまるとぽこれはの
はをあてかははとられるまの御本上ますおがりむと
はくまあるはあるのどをぽまりはなるまる

いとせめもいとあへなさ事よ思ひやるに。兼明
門院うせたまへるくいとこもし孫いとくおぼされるに。
のとしはたちすぎ。太上天皇のそんがうあり。新院
とゆきてぢちはたいとばいまい新院とぞ。なと侍
まいりまおとはうとまず。のまのはつき十ぞよおり給よ
院門これ寺成とゆきしまいまやぞんとやく二年十一
月十三日大嘗會あり。新院のはなをけうまつ
きてうもし。賢実乃中納言よおのこびゆーきさる
のぢびやうねのうとめはちか。あぐーし
ちとはは孫のうとうとのはちうのはちを
ふたはは孫もはちはちはちは

やうの事はこれ人ぞんまうめーきーひぐし
あうーを。ぞすこそおひのあがうあーめ。
あのはは代はいとまちうえんうる事おりく。ぞうく
ぞ行幸ぞまうまこはすーきさあるれ建保二年か
すぐはは御ぞ行幸あやーこそおりがうはは
ひどみはうーはりーろうもはりうれさてその又ぞ
とーぞ。御百首うたうまう殿ひうはよおぞうるお
がーのぞ内乃御製
かとうやはあうはひのはのうお
はめーあく御うを神うはうーん
ふんどくはは新院よりをすうーかどめいうくあるや

うめぞたちてゆまをまぬはさしもやまとを法さい
ひてくぶやむじとれくこのを法ふ鄉夕御いや
なくは和平乃みらまてそ法りをぬすゑ乃世よハ
雲かどの法拍ひくせ法へかしぶ乃法門の所事也。
橋殿長乃服者まいり法ひくぶやうふめぐ
あぶお代法くにきん法う二年十月十日一の法
こむさを法へぶいらくものあひぶらーて世の
ゆの梅すりみらあり。十一月廿一日やうてみそよな
ーそてまつり法ゑくぶれるぐ世六日姫よるなよ。
ゆまぐ法いくぶふきまーめさめふのらちやは法をて
ゆーろくるありぶのとを形くあがされそをこゆるを
ーいまーーか世ゆめでそくさぐ法りをてめれ
さ面ゆり。新院いいでやとおぼさ面ゆんうーかくを
院のうへを面くをすれバ人ゆ世どのよけそををくを殺
ゆまひくぶおとゆえの者ーよけ新をみちのおま
くよ面まくぶ法ひ乃あそ新をぎをのこくく
はくぶ法ゆくさ面をすぐでさ殺法ーぶとふよ法ひ
世を法きすまーぐ新世のけのへはさくいをよわ
いくゆのをーげかそ乃くさ世法ーぶ碁くぐせ法よ
ひいくぐふぶくを敷上人どもめてぶを世のれおく法
乃新をくくりいどんあくそいを世法ーぐおゆをま
ゆ乃と碁ぐろくをぐーくまで。四ゑくまから

まけとはらうときあつるをぷとはらう　はらふ
てぷくくれけうあれのりあるとたうて在ふと
うあるーの中侍と法はうひして 法勝寺院のはう
をなあてもはのこどもふさまに在めぐうんのわ
ぬとゆれあうふとうあへどちのされかうえりの
かりのーたるぷとはらうれるとまいせうれさ
ぷこれはつうむうへへふ形むとはいぐう
をてかさりーはのあけくんるる残ありぷとんを
むさありくぷとはりてうちあうんくのさ海ゆ
はりへ法寺はたるさ法院はんーおこせてぷの
をこくしげかうりはのはくさありうりぷのはう

ゆ中ちうぬやうあるぷ以ぬーへより殿上人のりゆこ
やいうこゆはあれをこうかけあるせーうはまこ
いるりはけるのとやくそ海よられをーをいうれ
そうるんぷりへのるゆちり法へ面ーうぷれまさ
あまことわるをこて乃ふまふーぷくあるれ
うりとられはくしだくおぶ面へーぷうさあの院を
うへをする法ぷ乃おとふいるとあくはいをとるやか
よ殿ふくうーう形どそれいー海ー寺院ふるうこふ
ぷどのくはり蔓よいぐさ在ひくぷ水めーてすい
ちんあううのあかどやうれかんをちめ殿上人どもり
法いるせうくぷはみさまるぷのでよをおくれいふ

しへのむしろ[illegible]そらいとごくいありそれ。
元源氏物語めもちの元川のあゆ川よりたく
まつまつ[illegible]ぶ[illegible]やうのあゆ[illegible]すてあくじとと
つけぶるんぞくぐきてめぐ[illegible]れどよ[illegible]ぶくいとあ
うれきうとはのまつりてむやるどのこまつと素去
るぶ[illegible]うのいつ[illegible]どいぎうんぶらんのまちく
ぶ[illegible]ひを[illegible]ぶけ[illegible]りく。池のみざいるうさと
まこ[illegible]ぶてどろさ[illegible]ひをまよあ[illegible]ひてそそく
まつりまり。[illegible]ろ[illegible]ぶきうんあんとやおれも[illegible]かく
つざうれとくぶそめぶてうぶきせ[illegible]ぶろ[illegible]け
あむ[illegible]きこ[illegible]めんぞのみらあもいとはまこあう

そひ[illegible]ぶ[illegible]ぶるもあいさやこ[illegible]ぶさめくくあく
ひとくさせ[illegible]ぶありさ[illegible]ぶぶよ[illegible]せとぬ[illegible]もあく世ぶる
[illegible]じうあり。又清撰乃ぶ[illegible]さあ[illegible]せとてうぶわなく
んぐ[illegible]せ[illegible]ひ[illegible]ぶんあせどのあくれ事あ[illegible]
きこうぶふ[illegible]ぶんあきたくくれらひくじをき
ぶあうりうん。建保二年長川乃ところぶれろかぶ
ぶめきいで[illegible]ぶめ[illegible]かしぶいづまうをろうあ[illegible]ん中
ゆもいこじかぶ[illegible]ぶ第七番てり。尼院乃ぶる
あ[illegible]かこ[illegible]れりあさ[illegible]
きりよあきへあ[illegible]乃ぶりふ
とあ[illegible]ぶきこなりその中に[illegible]乃ぶでぶ

とくごとごろもあれみちふかきりぶとをのるなな
めーくくへらあく事ぶのの〇のるかまでやひごくれ
ぶくくのうぶかもぶのるかの一首。二首三首よりはを
ぎさるもーあこの秀能九そをまてめぶせくぶろ素
院のぶかるそよ面いまりぶはてあわるるあさろぶら
丹乃ぶりるれ右ー

契を記ー山乃まれひとひもみら

そのー意よ社風うのゆる

こまあるもーいそれまろへよやりてすぶ記世ま

めのびくなめるけあるむとぶぞきて仰もーぶるー共

うるひがぶもーれぶるーよめるれるいぶゆこるるーら

ひるすはとおるーしてぶそ乃ぶりりとーそびみ

きるのふしいひるーまあれぶるるぶ極むぐもがよひる

入行とく奥袋乃ぶれる面ーらるーひよおりーら

ーとをみらるかるこるるとこそ日記世ぶ乃記く仰

きぶるるる西行法師そなくあんるのるまて世よ

ひるぶ記ぶれ記ぶるるめりーるぶるの代よ乃記でら

ーはなどくゆる記ふをそらまるりてや仰んぶ

のるびるぶ乃合ぶるるひるきとあくるるんぶーるる

むくきぶるぶりとるるもひるぐさ極ひーかぐ。

をのくむーくまそ仰りるぶ。者乃ぶ世仰ぶ芭園

とるるーぶ又るぐむな記るるひーとるるぶ。

まゝきぞそれゞゝかはるはなぞへ給ひよ世間さよこそて
あぐけきはもゝしぬぬおれ僧正世わをゝとゝあるゝく山
のざすすてぞのゝ給よもとゝ久しゝゝゝとゝ
程ゝやむごとなきかゝやく姫ずたゝしおそやゝん
ぢあがめゝれ給ふさあもめゝくきゝゝ給ひゝかゝ
る後あゝずあるをゝとやおりそん僧ゝよ角ゝゝゝ
給きをれなゞゝ

ほゝくもゝゝふ
月乃かけ
いゝゝゝゝり
ゝゝゝ物語

ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ給ゝ
ゝゝけき
水乃ゝくの
なりめれも
ゝあゝてゝ
ゝゝこゆく
ゝりのゝゝ
あゝやきの
みゝきゝく
ゝりゝけく

ゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ給
ゝゝけ
ゝゝ給
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ
ゝゝ

はやまへ法
を紀野う
ゝむる者
ちつのうら
月よりのや
あはそえを
ゝりうし者
なりめへ
すみつはへ
むりき越く
人をう野

みちおゆひて
ひゝりこゝろと
うををを紀さの
あとゝれまし
神のめくゝ成
ひとの孫ひと
すうれもなき
こねの野ゝ上ハ
ちけれまてあを
みちゝゝつへな
あれうれたる物

世者なすや
ひのくて
行りすり
そゝきつゝよ
あとゝえん
くれとゝわ
ワのれりむ
あのこゝて
はるの者ま
作くゝや
神とそつの

春ハゆ発ゝを
秋のこすを
冬乃梅さをも
こゝてやゝは
とゆりつゝん
あやゝきゝの
きえぬけりと
るとさやゝもの
ちみゝくゝを
ちけさるきの
ちつむゝゝみ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

月の紅葉を
さそふ嵐の
山路くれ
急がるめる

ゆくすえは長月しぐれ
めぐりてもさらに山川はれ
新院もひとしほ打しをれ給ふ
ゆきはてぬ時雨の
くもりなくなれ
よもぎ
ふ
ぬ
ぬ
ぬ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第二　新潟[illegible]

[illegible]

[illegible]

あるなれどかれそはらくまめ所にてこれ維盛の名
おいおもくすくに氏とありく。平宰相時忠といふまのこ
で。伊豆の國小條のこおりとうやうあるあれそれも維盛
はこ六代乃と書かるへしこれ源氏むしやとのこも清和
まん御門おろかの宇多乃院おどの法ちごもこ二条乃
おん乃御母平治乃みだれよいかの乃ゆ記かの御へかの法
きこ。ひやうゑのとけ頼朝清和乃ほつゝ六代のかい
れよい条れちんぐらんさあのしとしのひし者のむまご
なりだ馬駆よしとものこうのよあんありけるあ八条
乃入道おとこ。あるこうく紫花をとろへんとて後白川
院をあるやあしたくまつりしかいでやすうしばば

れくこうれ朝清めしいでこ軍とおここ法ゑしお
ちうるべきはやいうあをきん平家れ人へい者れ者の
おこ。にちをてくはかふるうる海のそこれく
川とちづこかゝ像のうくれ朝ゑむとなどこうく。
ちゝかゑのはうこうろんをはくうまつぶはうこれふ
かくくれ墨といふよりなこ。世とそれおろ
の中ゑ四ひさんゑ人ちり法へれ事なきこはいまさく
ゑも中くあまとこ院乃う色法ゑ振法ひしし
じめより。世れかあとなりて。文治元年四月二のけ
をのぼりしを八浦乃国のたとこ宗盛いけどりれ黄
ときこゑ。建久乃とこじめつうこんやこふのりるそかい

きりひろいあつまりきたるものいとゞさしかりみちすぐゝあう
ゐものどもまいりからはくてうこれ國はゝのたゆくて
はゝさきるかよぎこいろゆゝ女おほくえもいとびちゝも
きてまのまつ。れ卵うちわりあてこく
くゝをとれ者よりかくしはつわるすへき
こいへどからゝ平三景時といふおゝとりあへど
あくうやまのくれなくなりもや
いとあひちるゝや馬くゝあんくをあれどこゝび
かくゐけむよろこびはちぐゝかさりかゝそ年の
十二月九日指夫納言かなくれて右近大將と申ちぎ
はゝさとけう魚ゝきてまつるあれはそ法國乃そうはい
ちくしといふまうあたはりく地頭職ゝ我家去
はゝ地どもかゝあのあきれぬ日本國乃おそろしき
くゝめはこれはりあくへゝ。そあづゝふりてりこれ
よ下いろゝへれめされわかゝかゝゝあゝふゝゝゝ法をい
のりかどひさ給ひゝ吉水僧正れなくこ乃ぞ
はくこまひはゝらゝけか
あのまちれかてにおこゝ者國乃名は
者と給ゝゝ法をとなもそ書
はゝ魚ゝまりとを
給よはは者をあゝはちりけ三

かこうれをたまとと一統
うれくらをまころかりく。東大寺法をやう世を
ゆくてそりさかくて彩流乃法位のはじめつくこ法
元年正月あづさくかく殺生禁断ゆかー
三日の年号千二をそかくれよりう治承四年しわあ
めれくこよをちかれくはとをどりやすあ
らんぬけくけさよやくしかくこ小系ゆ印刷ぬがむん
かりこのりくよをのこゆくりあこかとび頼家と
いこかとくとば実朝とをきを西大将くれくれら。
兄あやぐそちりぎそ。建仁元年六月廿二日法二位。
関白将軍代さこどと治よ法又代とくし左衛門督よ

かこ新かくれどをすくしかち井ぬんどくへすぐあい
てやうくしたりのどくをそひきくくあそかれ
くを新関政をまをはるといひくこ大将乃あるし関
よりこさくれう後乃んなかーとこのそいはは
ひまこれ世かきだいよくを為をくいきりひそよ
ゆかざりうくてうけくりたかさ海なわこ二人を。
太郎ハ宗関といこ二郎ハ義時といはんもさけく
ををりーねまきるかだ左衛門督ををさうから
ず思ひくをくとくとの実朝乃君よはきまこびて。
思ひくまるかまをあくをもありうを。響をかかくく
くをそひけくまゆくかこ紀やまひとさ一

建仁三年九月十六日ごろ世にすてがらあるとて。
世のなかのこころはなほくあめのもあるべきかぎりかけめやあさるれるのほとゝぎすばかりこそらもかりけめ
一方といふこそ世とは極づりけきとうけもくものきしぬ道きのやまひ作くゝ法りんとてかまくらよ
まいりのあへいでゆあひよあそうりをれやどすしかしこれ波善るといふあかてばゆかうれぬ一方も
なぐさうあられうこれいさゝもれしゝこれとなるこゝろ法りすたぐうあれるべしさていまんの
ゝへよ実朝故大将のあとゝ法らけつぎくづるさ位
やうなくなくよりかれまゝ法りゝ建保元
年二月廿七日正二位せ一ハ宋院乃内裏ゝ法りる者と
でき法やしぬかるゝ六年権大納言かりてゝ法大将
とかゝりゝ法馬頭とさゝでゝ法けゝれ生れそ法
なぐさうゝ大臣よなりてをゝ法氏大ねりこのまゝなれ
父ゝまをやゝたちあさりていとゝ法ゝどかりきゝこれをしゝへ
大かゝんぐへうふはゝくゝゝ法けくゝをやさくくもゝ法
ゆめやをゝまぐぐゝ法りかあもすぐくゝ法りゝ法乃分
ひゝさまゝぐゝさあもゝ法ゝあをあをゝ法りゝ法のゝ法とれ
まのありゝ法む

山ゝさけ海ゝあせゝ法ん世なりとを
ゝよ二ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法のなゝ法めやも

とぞよんけるが時政の建保三年よかくれ[illegible]かど
より時ハ行とはくざけるぶ[illegible]ぶ[illegible]門番のみして五曉と
いへ大とこあり。おやれうこれ[illegible]ぶ[illegible]ぶ[illegible]
きハあ[illegible]むいろ[illegible]ん時[illegible]こ思ひまち[illegible]おの面
大臣又右大臣よあ[illegible]て大饗なしやめ[illegible]
まあ[illegible]をこす。弟より尊者とはじめかんそ[illegible]
殿上人おりるこうこ[illegible]
うつ[illegible]あてまつき[illegible]八備の[illegible]
よ[illegible]うづ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

中に[illegible]の大とこうち[illegible]
ろさうす[illegible]
とは[illegible]
うちは[illegible]
ゐ[illegible]がくい[illegible]義久元年正月廿七日[illegible]
どひあつ[illegible]
事[illegible]
けち[illegible]
もくぶり[illegible]
ぶりくぞのぶりけ[illegible]
ゐ[illegible]人[illegible]れ[illegible]
[illegible]

どれ母ぬかと二位殿聖とりの人へ姫ごりのるとも
うなひさく滅りすまもの人きもぐしたをそ
将軍にそらわけ分ぬくてをさのこいくゆそ君
ぞら一ところくくゆそ将軍よ形そそ
つせ給へと公理乃形とぐにゆ申のがせられおむ人
とおほをあ九条右大臣道家ごのうへいあたと
ぬのはむすめ姫ぞれはらこ乃まろ君乃二よりなをと
くぐきこそんと九条どのくなまへだはひまごろ
むもおろ一事とおぼしてはぐめ乃六月よあづまふいてたくまつる七月十九日よれ
こまつるぬひきの中れはありを面いぐかと
こ法ありどといひひこんやこまくぐら法ぬ乃事
さろぐ。右京権太夫義時御房あろれまろあれど。
一の人乃はよれ将軍よなりおへるまおれそはすめ
なるへきぞれ平家乃なろぐぐこちくぐへの義よ形
ぐのらくぞのはこちあづるぬべしと春日大明神ぬ
せこきをおいおれのまのまろ君乃はるよそるけ
めぞあくて世となびこきてめをあるそもなど
くゆるれまはおえあわぞまやふめぐ面きを事
もおくあり行よ。ぬ乃うへ人れぐくれぐきれ
やこあ面へこはくはこうまつれかんちめ殿上人
まいくぞ面乃下らこ西れりてなどのてもごれは

かるふねのあれあるはおけくれゆくを兵部のいと
なみとりのみ事あり。はるばるとはらむじ
ゝをなさんへいとでゝをしたせばへらみつれものも
あゝたらまきりてかくしくれまばばおすてよ
きあり。ぢぬをぐはるあさやせばふやうの海ざれあさく新
久しも三年よなりぬ。四月廿日法門おりとせばへ書ぐ法
よるゝせばよゆづりやうばばふやうはこれこのはよ
りひとて受禅ありつまてばおきもめでこれはりすを
あゝじりゝ。おるゝ廿三日ゝおりとせばへらと新院
ときこゆまてはゝ兄の院とゝ中の院とゝ法門と
しゆ院とゝでやまゝはゝ安寺

（普賢寺殿の法文）

ゆゝ関白ゆてはゝつまてどゝはおやうの法文大
法道家のおとゝ（光明峯寺殿）摂政よりはばふゝはおづまの
うえんはゝはゝおりはゝくも院のおばゝ—かまゝのみ事
ものゝとゝもれどやうくこれはゝて。ぢぐ海ふ
もそのんばうひとべうありおづゝの代なゆて怪ゝ
判官こゝのとゝのあゝのおゝくかまこと法ゝ
ふはゝの仏をゝ法はまはゝはゝのゝも
をゝよせあるよはぐゝさやうあくてゝきゝて
ぐりぢづいゝあてゝとゝを院のおがめゝきゝお
ぢゝあをゝんでうあゝてはゝぐゝさ海ぐゝて男ん
うすべきはよゝそあんあまゝとおりゝ西ゝぐゝく

のせめくさりあんぜにぶしてうばねば成
ぬべきぞおぼえやまとき[illegible]あるともあばれ[illegible]
事なるねばぐりを我身のもちあくせとをかんがみて
と思おもりてぞとくとこの時房と泰時とのふ一男と二
人とかしこくとしくぐつむりぬれぬるものとるえびせて
みやもよのほどとやはとくれとまつへよもくいつ[illegible]。
をのきをあのあびこやまのふすれるまの四[illegible]
おりぬぬしのおくくこさしたまとをぐ人よ
う海みえあんよはおやのかかえあ[illegible]
をくぬりとなりへの[illegible]
そうふうう海めくれ[illegible]

死とせんことはあるべくうしたびとあけくおりへぞのれ
うらうのるくだこそひあのありがくとこのいあ極
ぬくあどなくくいひきぬぬこしたもうるりぞ
おやのかたがぐまん事をいとあやうしとおりして
泰時をよろむの神をきたるかくあいまやかざり
とあくれるんぼそげありぐてうらいぐぬるの又乃
日四ひらけあがどにあ事すとれあぐひとりぬむちを
あげくくせきうりぬ文むれうちちたくぬいりり
とやよる軍のあるべさあ[illegible]大るれおそすぐは
おりせのごくそれんとうえぬりぬぞくみち乃かるも
よをけくざれるかくしたけあくほぐまんとさたぶ

てゝ御ちさをあげらまゐひよの宮ひでうめる事
もはんまゐりむゝじぞその御乃ちえぶのふゝ伊
あべゝしぞこのひとこゝ紙をゞよゝきんとてひとり
ゝを給りきといふぞ御とばゝうゝあんじゝく。
あゝゝゝをゝくゝ給をのこうれぞはすあり海よ元
を屋ゝゝまひうひゝくゝらとゑゝく事いふゝ伊ゝ事。
ゝゝうりの御まかゞゝ紙あゝゝゝゞゆゝこれゝるゝときりく。
ゑゝへまかゝこゝまりとゝてゞみとゝそゝまつ多へゝ。ゝゝ
ゝあゝゝで元ゝゝんやゝこゝゝゝ

いるをはりの御ゝ[illegible]人くあれりの乃かんこらめ
まも殿上人あをなのまこあり[illegible]ども加ずを
らひをこかし[illegible]殿んごとれき顕蜜乃かうそうもか
[illegible]こそまめこそ[illegible]ぎあゝめをれくゝとい
してはこうまつかゝ[illegible]ふものびくまうでゝ[illegible]
[illegible]ゝ乃殿ゝろふものびくまうでゝ[illegible]
[illegible]ゝ大変れはまへよ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝはんのうらいよりめゝきぐうんどもとゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]すゝゝ[illegible]きづまりてはゝ[illegible]ゝく
たゝゝろのひゝりかゝとゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

あぐみすれこぞいでくれぬとぬめーかくや
うとうくさあり。ぱちくをこうりかーこまわま
うせぬ。ぬのぱーぬまぬあてまうりえんるぷれ
らとーも。ぬづうーおぐりぬ。ぬーはあーぐりけめ。
ぜえ一人ちじというん事ーやとあぐされーぷ中流
あうでくーみとぬーぬーぬひーうりぷとふいでく
うこのーぬうひどぷのいとんやまーれまーて。
ぬうりぬさくれふをまくふあーらひうあいさるる。
新流るれかーど流んうてうろげいくるのるかど
をくさておりぬーうきくうりぷのつれとーよりうこみりあ
しれまるくてぬど川天流かどえもいとでこうれ

くりぬうくれくぷうるうる流馬ーしうくうくーかうこを
きだぬせめれぐるむーやどくすくあやーくあやめりぷう
かれどくれぬ井ふうやこうらづくくーきこ極まべえ
乃ぬ義者もいでうくそのいうさかひ六方よれとうや。
宇治せうくうくうらぬうれと。世中えぐきれくーきるうさ流
あうこの紫もなるよだれまるびかくーあるるうる姿
山へまげこうりどとうさせういよならくぐうりどくてや
とげかくぬうくれこうらくぐうりぷうぐなくむーと考もぬん
うぐれくおぐーぬどくかぷうくハうけくんうてーん人
人もぬこうれきしゆうりあきだぷといあくてうし
を文とうーあひうぬ流うるそのりーけるり。

六月廿日あまりかやいくとしくれそくかひぶかりて
はせよりつるさいくさをぶまぬ。おく機よそうしか
ちどれはしくれやうまて。恭時と対房とこぶれへ
ゆまてばいろんかるくあくれそ。ドトあぐ物めそな
らり海ぐよおづまりりむをこすかまにぐれかる
ぶ大将軍ちくひときてけ。保元のさめよ
や院乃上文右の月ふうつたくまつるべと
きこゆまこし。女院文くあくるはばしまと
事さくりな院いはるさりゆふおりゆとくれ
じまひ右羽蔵へあじろ軒れあやしけるくりて
七月六日いく波法ぐつとりばりの法ありきあら
しくあくれるりぬもぐあやとれはさ海くえる
ぬりそれ日毎ごて法ぐはるとぬとしそちふ
一三やあまくせ法ちくむぬまぐいとあくいかふ
どるり。信実の実ぬ居めくて法すぐうくかくせくぬ。
七条乃院へさてまつくぬ法ちんとありぬくて同
十三日ふ法舟ふかくまつりくぬはるりるなくび
とものぐおくくまん法ゆらぬの世乃おるぐ法ぬ
くもおがられとうそいうりぬ多代れむくひ
かやうくくく新院も法源国ようくぬ法ふぐ
くや七月九日法つをもあるくさてまつりきこの
卯月のやよ法讓位とくくめでくるもくに夢ぬん

屋うあり。七十餘日まてあり。法人子さまあしもあ事
やはあるまんそ。法ようしまそ四十五日ところや。法
よおくこもるきこいありけるとかうあるとうみー
人のいのちいらこなそれもうやうたこぶれやあるも
そんさてかんさまち先度上人それよりしもいるこの
あるくぶのるよふれよりさまぐひいをまくうろく
はこふあるこなさまいこばあり。中院いもじめよわ
ちうしめさね事なまこばおづまめもうありさね
ど文乃院もあうふういらせ法ひめるよのどふ
くこやこあくあんん事いとをそれあるとれ
はそれくぶはのまてそれやうしあ十月十日ところ

乃はのもうこうこ事よりこせ法ねあそ乃き
さこだうりやうこ文ぶでさたまうり。業明門院
ちんはせうこふ通家乃さいしやう中ねてわくて
うせ法ねすー人のひとあ乃はうこありやうで乃
はひーやうれをこうこふみちうこの人のあり
やくめさてまうり法ねくぶたくさまくむうあ面
の下ねうー人ぶなこばうわそはうもはうまつわ
をあぶくあやしき法をいてくこせ法ふみら
もうしくうくしあきはあきこてあ
かこゆるさねもんくはいこさまくかこれよ御祇も
いくこありうくまりなこ事あいうはり

うた世よりはかれとそこそひまれをあ
あくらりしぬるすつるそさうれ
せんくらうれはどふあづまよりそしうりは
まけのらよをあんれ四りうつせはひよをは
あのつぐむ世れありさまをふひとそくらあ
もざあわのあをを文乃王とうあをさあしぶふ一万
ハうハまであをうりとこそ仏しもとははひさあを
ゆして世くぐりくれらのるこゆを日のをとふも
國とあしそをくたかひとなとるのうをへはくん
あをうしはそれもこかひしつ二年はあはあ
うんしいすらしれふたはしでをりやけと

もなるべさきぶんれすこのをひめふせよて
うりくぐれうころとをふるぐりあおこふあ
をりしのやうにむをの民とあそひくあのあ
ふまへふあおれ四まはひとなのまををはさ
めれはきれ義平れ将門天慶乃すみ友康和の義親
ひきもこれをけかりくれどせんはかをさわ
き保元よ崇徳院乃世をんぶわはふぶふ高院惟白
はくくう牛にくうはらはふはしうはおよて法
仏もみをすろ川のおかはなれとをるぐ。な
とをれの國をとまをりるあいどるをいつよれ
うりとをぬるをくくををえし。又信頼れをうん

たうこゝ[illegible]あるく二条院とおびやうだくまつ東
ーもぢぬふむ[illegible]きうぢ[illegible]ゝとぞ[illegible]ちのやうう
すてゝれそはづあれでありめゝとかりのもも
ゐ成ぢをさもいつでゝ三皇今上あまさおりーさ次
王城はいつゝふかぢぬゐやういなゝむとぞそのも
しくちそおぼゝしふくいゝのやうさゝぶのい
てゝさあるはぬの世ひとつのこゝめもあゝはらめど
ゝこまゝくゝひのをろうあるまへはだ成いゝなやー
うやゝ。ゐまてくゝあふはきゝ
ゐゝさぶれを成ゐくゝちゝ[illegible]院十二年。法皇院
十一年なる成天乃下ゐるれあるぢ事ありぢぶべて

ハ。ひが用どあのゐ乃あるぢとして万機はまりを
事をはゐひとつよれゝあぶりのゝはゝさをもゝぶへ成
ゐりーそのかどぶゝ風乃勢ゐをゐびうすゝわわ
まゝれ万はあわゝゐあまてどゝ限ゝさをあゝれひゝゝき
をなぢで成ふはあぐゝん面はあゝ
ゐのこゝはれゐなれまゝりぢゝ成きゝーめをゝれ。
うあゝのあーのこぶれざゝむゝるゐをあげーきぢゝゝゐの
出乃こねのれをぢゝりく技をつゝ〇てゐ世ゝはくゝ代
をうゝ孫ゐすこのゝゝれはゝをゐ井ゐくまをゐてゐ
ゝゝゐくゝ月日乃ゝれゝゝをゝびぷゝゝりくれゝりーゐーぬ
ゐゝゝつ成世をおりくゝてゝすーあゝさ一ゐーゐぷまは

かく花乃こゝろをさへさまたゝるものゝなるを
はゝそゝへぐうれとまやゝ野とあくべくぞをよつゝら
おゝゝぬ物とていぐゝふはりするあゝをゞぞ
やくそゝわれなびくゝうゝとも我ゆゝるゞ乃ゝくべを
どゝりあゞめすゞごゝをゝ山ぱゝゝ面井どゝいゝきゝて
ゝと月日をかゝりあゝんゞぶおゝとゝゝぬ世のゝ
ろめゝゝゝふゝいゝとんぼそゝ海へゝ
やゝゝめゞりあゝゞ乃ゝゞ雲れ流ゝゝ乃ゝ
波いゝくゝゝをゝゝぬ乃ゝひよゝよゝ次ゝゝ
ゝ風ゝもくゝゝあゝゝいゝもをゝゝゝりよゝのあゝゝ
まゝ乃ゝくゝゞ乃ゝ里ゝ波ゝゝ乃中ゝゝりゝ

はゝゝゝりはゝゝゝ引入て山ゝゝゝかゝゝゝくゝ大ゝ
乃ゝ乃ゝゝゝゝゝ乃ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ雲れ
はゝゝらゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝ

あらしなすこの風おろし流して山寺
おがみ一世かなしとるんのうえ此月やこむ
きしてこそ此よをさのこりより
ゆしをこうぬぎくうらくあられかくうなる
のこあがりなげく住吉流あけくれはとこそひと
りんしゅ路つなとさりともおぼさん温泉まき
浦よりなちりもしくとかすこうれかそうと
なもめへくぬ色めかこうにかりしりつ
しぬくあるさ住吉のこそぐやのぬ
うなやまなりの紀ほうけの春かあいて
きくしあさも神やすん

安のなれてうやめさ代新とか五月雨のしたく
ひとあ世をぬらんしおまぬ御ひらかうかく
ちくめつしをおぼさ海
あやめぬくかやう新しお風をにち
きうよおつかむしあの海
しの秋風のさらて世のかひとの秋しを
寄けさ海さ高さ高しうんうあるおかしそう
あはとわのきちよおかくとはもの
秋のくれとをゆくるあるしー
角とし色なくあがめきて世海八分々くれる
おさ乃かくふいとちいさ紀本此ものうへ高戸

えてぞおぼえける　をまうの法ぶ〇りゆく法師
かどにこそやてまりは法せてそくありうまつ雲の
法ぶ法を敷乃法師と女あどがんやこれ教さむよ四
八郎りゆくさを法ひてゼ条法よりまいまつ法を
法あけを法ふまりぶ〇ゆくこむ〇もせさ伝
うゆくらまれぶやくかあう初くかんまよおさま
しくもかくて月日をてよきゆるゆぶとをを
たてぬのちはく地よ。ゆ一さむりてかんてき。
ゆそ〇ゆれくるるくびたそでの山ぢもおえやるゆ
うゆ伝でなんあぶ。ゆとおくこれう記法く
ふとゆかりをあてく

きゆちのはきえ夏くそまつ霧はるを
風よりさはよりてゆくいます

八百万神をあくれめそくちゆえ
ゆ部ますちえんとさくしぬむ乃を
もたりうはをさおは法けつ法ぶくかつこれ
まるゆ法せくそくはを法〇いそくまつるとは
らんを法よは法はくもあさゆ〇いくきゆ法
の〇ゆ法ゆ〇あり部塗乃二伝い新古今北撰者ゆも
めくくくへらまぶ大ゆ三ゆはこちよ法けてむます
をめ〇はゆむ〇〇人あまてぶ。ゆるひ多越さこゆ記
幸ゆくぎわゆ〇。ゆ北ゆせゆますあゆまりきんか

かくやとおもひ出るくまにかさのてうきはらい
まゝ〳〵稽古するかわらひ取おもひ出るとゝ
よりすきかくなりてぱらくさいはらのそのまま
で物ゝ事はうらめしきゝ〳〵あとゝもいらどこは
られはるとく〳〵
稽古めしてきうぬときてわすきい
あゝ稽古のこゝろのうれきのこゝ
とあ歌と法師もこうゝと出りてお袖いるを
三行〳〵稽古あるよ
浪まるの角をきはこ酒乃こ酒ゑさゝ
くゝなりゝ。法師こうゝ

まかゝゝはれるこゝ入そ海山あるさこうん
あゝくこゝかまこゝあ物行りこゝろ
ゆうくこゝうまゝせさゝまへ新御前どもとくれ
くゝ海明門院へさゝくまつを結ふ我のかゝ
海山衛山ワ海ゝうきれるあきあゝむ
ますれるのゝとゝ人もあるけく
かゝゝ行るへもあゝらやあゝとこゝ
はるのこゝやまふるいみあれと
ゝれりあきはゝはてもきへきゝうゝ
民乃ゝ角よ物をゝへ
ゝ此角ぐゝすぐこゝ

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan